第3講　下賜銀からみた近世京都の空間構成

(1)　問題提起

　江戸は17世紀以降に急速に市街を拡大した都市である。そのため、時間の経過とともに「江戸空間」と「非江戸空間」の境界が複雑化し、また曖昧なものになっていった。そうした市街の膨張によって発生した問題点に対応するため、19世紀初期になって江戸幕府は墨引・朱引によって江戸の公式範囲の確定を行ったのである。

一方、京都は15世紀中期以来の戦乱で荒廃し縮小した市街の再建が豊臣期から始まり、17世紀前半までには市街の再建はほぼ完了していた。平安京から続く都市の歴史や中世に広がった「洛中辺土・洛中洛外」という空間認識のうえに豊臣・徳川両期に形成される新市街を加えた、いわば新京都の新たな空間構成と空間認識が形成されたのである。

江戸時代の京都の範囲について江戸幕府が京都の公式的な範囲が検討し、その結果を公にして適用したという事実は、現在まで確認されていない。しかし、江戸の例にならえば、江戸に先行して江戸時代の京都にも江戸幕府の公的な見解に基づく空間構成があったと考えるべきであろう。江戸幕府が理解していた（公式的な）京都という都市の範囲とその空間構成とはどのようなものであったのだろうか。この問題を文久3（1863）年のかわら版「御上洛ニ付拝領銀被下置候事」を手がかりに考えていく。

〔資料１〕御上洛ニ付拝領銀被下置候事

大樹様元和九癸亥年七月十三日御京宿今文久三年まて二百四十一年ニなる／京都町人共へ銀一万貫目拝領被仰付候事／大樹様寛永十一年甲戌七月十一日御京宿今文久三年まて二百三十年ニなる／閏七月京都町中年寄共二条御城内へ被為召寄柳生／但馬守殿御取次ニて公方様へ御目見申上候処但馬守殿／被仰付候者京都町人共御上洛目出度奉存御礼被出候段／公方様ニも御満足ニ被思召候就夫　台徳院様御上洛之／節者拝領銀一万貫目被下候へとも此度ハ半分ニて御残念に／思召され候へとも拝領仕候様被仰付町人共難有奉存候御事／町数六百二十五町上京二条北がハよりの分軒数一万七千三百二十三軒／同二十八町大仏外掘内之分七百三十二軒／同五百五十六町下京二条南表よりの丁数一万五千百十二軒分／同六町三条寺町より東之分二百三十八軒／同百十四町両本願寺地内分軒数千四百六十九軒／惣数合三万四千八百七十四軒役是ハ右書ニ有候侭写し候／右五千貫目拝領銀此数に割付一軒ニ付銀百三十四匁八歩二厘ツツと云／今般大樹様御上洛文久三亥年三月四日御京宿／亥三月九日明六ツ時右京組之惣代年寄五人組三丁宛／御召出シニ相成則御白州にて結構ニ被仰渡御銀頂戴仕候／西御町奉行瀧川播磨守様／東御町奉行永井主水正様／大御目付伊沢美作守様／御目付大久保権右衛門様／御徒目付伊藤治郎介様／御小人目付彦根銀次郎様／御使池永亀三郎様／右列座／拝領金　銀五千貫目代り金六万三千両／｛囲みの中｝二歩判金六千二百両入亥一月五日十箱　外ニ　紙包　金百両包　十包／右如旧例之様例へ並有重立たる者夫へ手箱ニて門前ニて車二輌へ積／御請斗洛中町人惣代へ／御上洛之為御祝付洛中町人共へ銀五千貫目被下候間冥加之程難有／可奉存候右金六万三千両下ケ渡候間頂戴可致候／右之通被仰渡金頂戴仕冥加至極難有仕合奉存候尤割渡し候義／夫々勘弁仕相応ニ割渡し候様可仕候是又其段被仰渡候ニ付／奉畏候仍之請事奉差上候以上／文久三亥年三月九日／洛中惣代／洛中軒数三万七千六十四軒二歩上一万八千二十軒半／下一万八千四十三軒七戸／洛中町々裏借家ニ至迄金一両一歩一朱分／五十六文拝領仕候有難仕合君か代万々歳祝候／両本願寺地内町々同様ニ被仰付候

大樹様：将軍の異称

元和9年：徳川秀忠の上洛

を指す。

寛永11年：徳川家光の上

洛を指す。

台徳院：徳川秀忠の廟号

文久3年：徳川家定の上洛

を指す。

注　「／」はかわら版における改行を示す。

東京大学社会情報研究所　企画・制作（2000）

『ニュースの誕生　社会情報研究所・小野秀雄コレクション　かわら版・新聞錦絵データベース』，

株式会社ボイジャー

〔資料２〕田辺正直氏所蔵文書・寛永11年7月11日

寛永拾壱年戌七月廿三日ニ、上様より二条御城へ京中壱町より弐人つゝ被召出、京中へ銀子五千貫目被下候。京中家数合三万七千三百十三家□て、家次ニ銀子百卅四匁つゝニ高ニて五十八匁□□候。但むね数ニてやく□□□□まひ無之候。

一、閏七月二日ニ銀子請取申候。此町分四十九家銀高六、〆五百六十六匁也。但千村平右衛門後家ハ、二間やく一間ニ仕候故、一家引ケ申候。

　　　　（中略）

　甲戌ノ

　　七月十一日ニ

　上様御上洛

　　　　　　　　　銀被下候御奉行

　　　　　　　　　　　小堀遠江殿

　　　　　　　　　　　五味金右衛門殿

　京都市編（1985）『史料京都の歴史　9中京区』，平凡社，

　271頁。